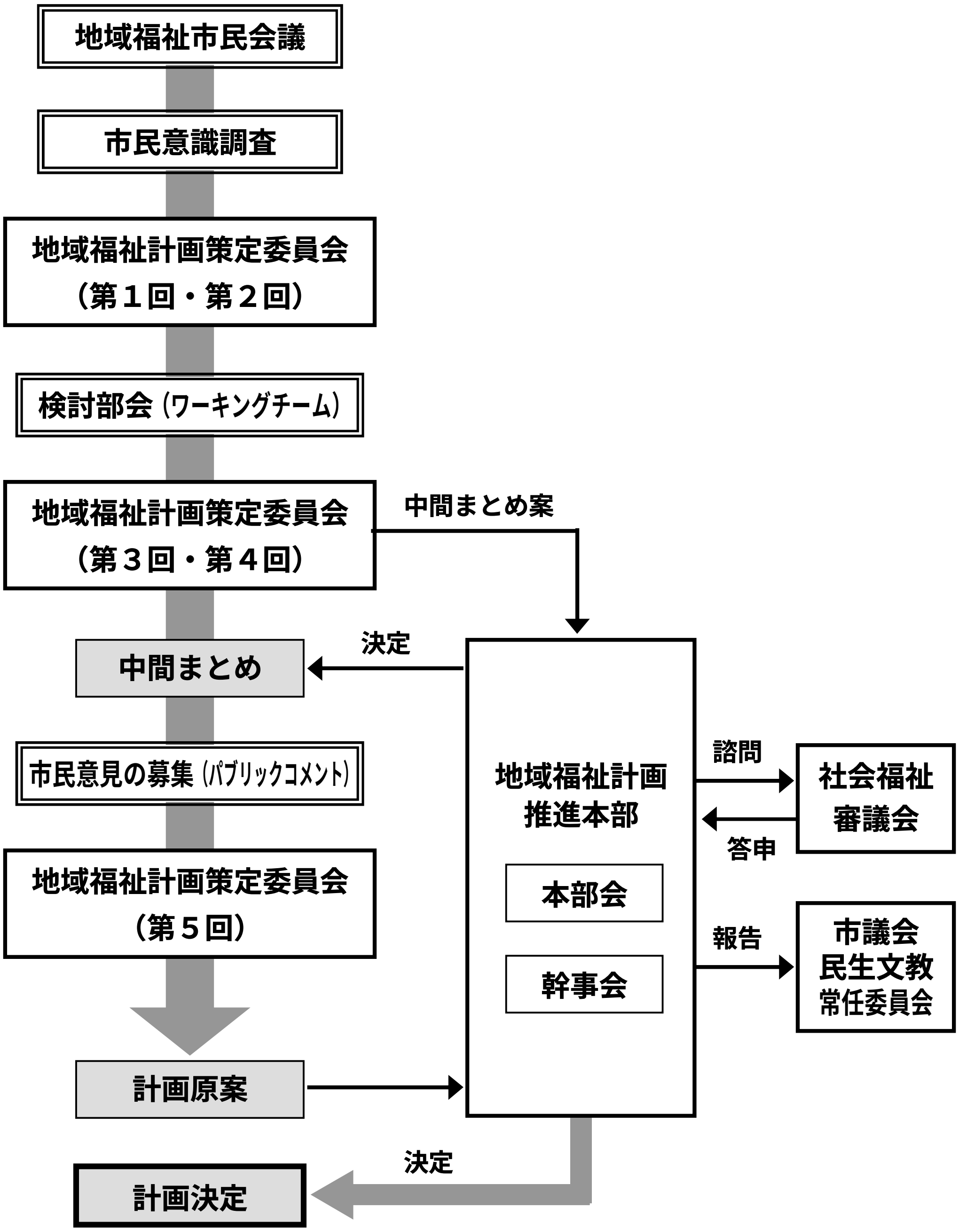
資　料

1．計画策定の経過

開催（実施）日		開催（実施）事項	主　な　内　容
平成22年	７月10日	市民会議（第１回）	第１次地域福祉計画のふりかえり
	８月28日	〃　（自主ゼミ①）	芦屋の地域福祉の資源と課題の検討
	９月10日	〃　（第２回）	重点課題の検討
	10月23日	〃　（自主ゼミ②）	取組の検討
	12月13日	〃　（第３回）	検討結果のプレゼンテーション
平成23年	２月21日	策定委員会（第１回）	市民意識調査の検討
	３月１日～	市民意識調査	[市民2,500人を対象に実施]
	５月19日	策定委員会（第２回）	計画の視点の検討
	６月７日	検討部会（第１回）	プロジェクトの決定
	７月11日	〃　（第２回）	プロジェクトの検討
	７月13日	地域福祉シンポジウム	プロジェクトの報告と参加の呼びかけ
	８月27日	検討部会（第３回）	推進に向けた課題の検討
	９月22日	〃　（第４回）	地域福祉計画への提案の検討
	９月26日	策定委員会（第３回）	計画骨子の検討
	11月７日	〃　（第４回）	中間まとめの検討
	11月15日	推進本部幹事会（第１回）	〃
	11月21日	〃　本部会（第１回）	〃
	11月28日	社会福祉審議会	〃
	12月16日	市議会民生文教常任委員会	中間まとめの報告
平成24年	12月15日～ １月15日	市民意見の募集 （パブリックコメント）	中間まとめに対する意見募集
	１月26日	策定委員会（第５回）	計画原案の検討
	２月２日	推進本部幹事会（第２回）	〃
	２月６日	〃　本部会（第２回）	〃
	２月17日	社会福祉審議会	〃
	２月23日	市議会民生文教常任委員会	計画の報告


地域福祉市民会議
市民意識調査
地域福祉計画策定委員会
（第１回・第２回）
検討部会（ワーキングチーム）
地域福祉計画策定委員会
（第３回・第４回）
中間まとめ案
決定
中間まとめ
市民意見の募集（パブリックコメント）
地域福祉計画策定委員会
（第５回）
計画原案
決定
計画決定
地域福祉計画
推進本部
本部会
幹事会
諮問
答申
社会福祉
審議会
報告
市議会
民生文教
常任委員会

2. 規則・要綱等

芦屋市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成１８年６月１日

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づき，地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画の原案を策定するため，芦屋市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は，芦屋市地域福祉計画の原案策定に関すること，その他設置目的達成のために必要な事項に関することについて協議する。

（組織）

第３条　委員会は，２０人以内の委員をもって組織する。

２　委員会の委員は，次に掲げる者で構成する。

(1) 学識経験者

(2) 市民（芦屋市地域福祉市民会議設置要綱（平成２２年芦屋市要綱）に基づき設置されている芦屋市地域福祉市民会議の委員である者）

(3) 保健，医療関係者

(4) 社会福祉事業者

(5) 社会福祉関係者

(6) 地域関係者

(7) 行政関係者

（任期）

第４条　委員の任期は，委嘱の日から芦屋市地域福祉計画策定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長を置き，学識経験者の委員の中からこれを定める。

２　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員長が指名する副委員長が，その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は，委員長が招集し，委員長がその会議の議長となる。

２　委員会は，委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員会において，必要があると認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聴き，又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（ワーキングチーム）

第７条　委員会は，地域福祉計画原案策定に至るまでの素案の立案，調査，研究及び調整を行うため，関係者を招集し，ワーキングチームを組織することができる。

２　ワーキングチームの構成員は，委員会の委員のうちから指名された者をもってこれに充てる。また，委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者をワーキングチームの構成員として指名することができる。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は，地域福祉を所管する課において行う。
（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮り定める。
附　則
この要綱は，平成１８年６月１日から施行する。
附　則
この要綱は，平成２２年１２月１日から施行する。

芦屋市社会福祉審議会規則

平成１８年４月１日
規則第４８号

（趣旨）
第１条　この規則は，芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成１８年芦屋市条例第５号）第４条の規定に基づき，芦屋市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（会長及び副会長）
第２条　審議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は，委員の互選により定める。
３　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。
４　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。
（会議）
第３条　審議会の会議は，会長が招集し，その議長となる。
２　審議会は，委員の過半数の出席がなければ，会議を開くことができない。
３　審議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
（部会）
第４条　会長が必要と認めるときは，審議会に部会を置くことができる。
２　部会に属する委員は，会長が指名する。
３　部会に部会長及び副部会長を置き，会長の指名する委員がこれに当たる。
（庶務）
第５条　審議会の庶務は，福祉事務所において処理する。
（補則）
第６条　この規則に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。
附　則
この規則は，平成１８年４月１日から施行する。

芦屋市地域福祉計画推進本部設置要綱

平成１８年９月１日

（設置）
第１条　芦屋市地域福祉計画を策定し，計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため，芦屋市地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　推進本部は，次に掲げる事務を所掌する。
(1) 地域福祉計画の策定及び地域福祉計画の総合的な推進に関すること。
(2) 地域福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
(3) 前２号に掲げるもののほか，目的を達成するために必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　推進本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって組織する。
２　本部長は，市長をもって充て，副本部長は，副市長をもって充てる。
３　本部長は，会務を総理し，推進本部を代表する。
４　本部長に事故あるとき，又は本部長が欠けたときは，副本部長がその職務を代理する。
５　本部員は，別表第１に掲げる者をもって充てる。
（会議）
第４条　推進本部の会議は，本部長が招集し，その議長となる。
（幹事会）
第５条　推進本部は，その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために，幹事会を置く。
２　幹事会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織する。
３　委員長は，保健福祉部長をもって充て，副委員長は，保健福祉部地域福祉課長をもって充てる。
４　委員長は，幹事会を代表する。
５　委員長に事故あるとき，又は委員長が欠けたときは，副委員長がその職務を代理する。
６　委員は，別表第２に掲げる者をもって充てる。
７　委員長が必要と認めるときは，幹事会に委員以外の者の出席を求め，意見若しくは説明を求め，又は資料の提出を求めることができる。
（専門部会）
第６条　幹事会に，必要に応じて専門部会を置くことができる。
２　専門部会の委員は，保健福祉部長が指名する。
（庶務）
第７条　推進本部の庶務は，地域福祉に関する事務を所管する課において行う。
（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか，推進本部の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成１８年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

（本部員）
教育長
技監
総務部長
総務部参事（行政経営担当部長）
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
保健福祉部長
保健福祉部参事（こども・高齢者・健康担当部長）
都市環境部長
都市環境部参事（都市計画担当部長）
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第２（第５条関係）

（幹事会委員）
総務部文書行政課長
総務部行政経営課長
総務部財政課長
市民生活部市民参画課長
市民生活部経済課長
保健福祉部主幹（トータルサポート担当課長）
保健福祉部生活援護課長
保健福祉部障害福祉課長
保健福祉部高年福祉課長
保健福祉部主幹（福祉公社担当課長）
保健福祉部こども課長
保健福祉部主幹（保育所担当課長）
保健福祉部健康課長
都市環境部道路課長
都市環境部公園緑地課長
都市環境部都市計画課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部管理課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長

3. 委員名簿

芦屋市地域福祉計画策定委員会　委員名簿

選出区分・所属等	氏　名	備　考
学識経験者	牧　里　毎　治	委員長
学識経験者	孫　　　　良	
学識経験者	佐　瀬　美恵子	
公募委員	久　武　正　明	
公募委員	許　　和　子	
芦屋市三師協議会	若　林　益　郎	副委員長
芦屋市障がい団体連合会	杉　田　倶　子	
あじさいの会	中　谷　多恵子	
芦屋ボランティア連絡会	森　　幸　子	
兵庫県西宮こども家庭センター	塚　元　重　範	
芦屋市社会福祉協議会	加　納　多恵子	
高齢者生活支援センター	大　前　香　織	
あしやＮＰＯセンター	上　野　義　治	
芦屋市自治会連合会	室　井　　明	
芦屋市老人クラブ連合会	柴　沼　　元	
芦屋市商工会	山　内　祥　弘	
芦屋市民生児童委員協議会	東　郷　明　子	
芦屋市保健福祉部	磯　森　健　二	

（敬称略）

[検討部会（ワーキングチーム）参加者]（五十音順・敬称略）

朝倉　己作，姉川　昌雄，上野　義治，大前　香織，加納　多恵子，北中　清史，木村　和子，許　和子，佐瀬　美恵子，柴沼　元，菅沼　久美子，杉田　倶子，高戸　るみ，多田　洋子，東郷　明子，中谷　多恵子，野島　さゆり，半田　孝代，久武　正明，福永　公子，船橋　久郎，本郷　孝，三木　弘子，三島　久美子，宮平　太，目黒　清子，森　幸子，山本　弘美，若林　益郎

芦屋市社会福祉審議会　委員名簿

区　　分	氏　　名	役　職　名　等	備　考
学識経験者	中　田　智恵海	佛教大学教授	会長
	小笠原　慶　彰	京都光華女子大学教授	副会長
	都　村　尚　子	関西福祉科学大学准教授	
	多　田　　　梢	芦屋市医師会副会長	
市議会の議員	畑　中　俊　彦	芦屋市議会議長	
	中　島　かおり	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長	
社会福祉団体等の代表	加　納　多恵子	芦屋市社会福祉協議会会長	
	森　　　幸　子	芦屋市ボランティア連絡会会長	
	大　嶋　三　郎	芦屋市老人クラブ連合会会長	
市の職員	岡　本　　　威	芦屋市副市長	

（敬称略）

芦屋市地域福祉計画推進本部

［本部会］

所　　　　　　　　　属	氏　　　名	備　考
市長	山　中　　　健	本部長
副市長	岡　本　　　威	副本部長
教育長	福　岡　憲　助	
技監	井　上　尊　詩	
総務部長	山　口　謙　次	
総務部参事（行政経営担当部長）	青　田　悟　朗	
総務部参事（財務担当部長）	南　雲　直　樹	
市民生活部長	竹　内　惠　一	
保健福祉部長	磯　森　健　二	
保健福祉部参事（こども・高齢者・健康担当部長）	津　村　直　行	
都市環境部長	北　田　恵　三	
都市環境部参事（都市計画担当部長）	林　　　茂　晴	
市立芦屋病院事務局長	佐　藤　徳　治	
消防長	樋　口　文　夫	
教育委員会　管理部長	波多野　正　和	
教育委員会　学校教育部長	丹　下　秀　夫	
教育委員会　社会教育部長	西　本　賢　史	

[幹事会]

所　　　属	氏　　名	備　考
保健福祉部長	磯　森　健　二	委員長
保健福祉部　地域福祉課長	寺　本　慎　児	副委員長
保健福祉部　次長（福祉センター長）	浅　田　太枝子	
総務部　文書行政課長	田　中　尚　美	
総務部　行政経営課長	岸　田　　　太	
総務部　財政課長	稗　田　康　晴	
市民生活部　市民参画課長	福　島　貴　美	
市民生活部　経済課長	越　智　恭　宏	
保健福祉部　主幹（トータルサポート担当課長）	細　井　洋　海	
保健福祉部　生活援護課長	長　岡　良　徳	
保健福祉部　障害福祉課長	余　吾　康　幸	
保健福祉部　高年福祉課長	安　達　昌　宏	
保健福祉部　主幹（福祉公社担当課長）	赤　川　俊　雄	
保健福祉部　こども課長	中　村　尚　代	
保健福祉部　主幹（保育所担当課長）	水　谷　幸　雄	
保健福祉部　健康課長	北　口　泰　弘	
都市環境部　道路課長	篠　崎　　　正	
都市環境部　公園緑地課長	西　村　　　仁	
都市環境部　都市計画課長	林　　　茂　晴	
市立芦屋病院 事務局総務課長	古　田　晴　人	
消防本部　管理課長	上　田　　　保	
教育委員会　管理部管理課長	萩　原　裕　子	
教育委員会　学校教育部学校教育課長	北　野　　　章	
教育委員会　社会教育部生涯学習課長	長　岡　一　美	

[事務局]

所　　属	役　職　名	氏　　名
保健福祉部　地域福祉課	課長	寺　本　慎　児
	主幹（トータルサポート担当）	細　井　洋　海
	課長補佐	竹　迫　留利子
	主査（トータルサポート担当）	吉　川　里　香
	主事	前　田　　　愛
	主事補	小　川　和　真

4．市民意見の募集（パブリックコメント）

広く市民の意見を反映した計画とするため，「中間まとめ」に対するパブリックコメント（意見の募集）を下記のとおり実施しました。

◎ 実施期間　平成23年12月15日～平成24年１月15日（１か月間）

◎ 実施方法　「中間まとめ」を市ホームページ，市役所，図書館，公民館図書館，ラポルテ市民サービスコーナーで縦覧し，市役所に持参または郵送，ファックス，ホームページの専用フォームで応募していただきました。

◎ 応募件数　６人（18件：意見の概要(項目)は下記のとおり）

- 福祉の権利性の明記について
- 市民と市の関係について
- 住民福祉の増進における市の責務について
- 「受援力」（「助けて」と言える力」を高める取組について
- 障害福祉計画との連動について
- 災害対応を活かした住民のつながりづくりの取組について
- 具体的なプランの提示について
- “たすけ上手・たすけられ上手”等の理念への共感について
- 要援護者台帳の整備方針の記載について
- 地域における交流の場づくりについて
- “各々の主体が取り組むこと（あなたの実施プラン）”への共感について
- 計画のダイジェスト版を活用した中学生への学習について
- 地域の関係者や関係機関等へのダイジェスト版の配布と活用について
- 保健福祉センターのいっそうの活用について
- 「地域発信型ネットワーク」の周知について
- 「地域福祉コーディネーター」の配置について
- 「地域福祉アクションプログラム」の取組について
- 情報共有のためのメーリングリストの活用について

◎ 意見への対応　ご意見に対する「市の考え方」（回答）を市ホームページ等で公表しました。

5. 地域福祉市民会議（地域福祉を話しあう会）

計画策定における市民参加のひとつとして，地域福祉に関心をもち，地域福祉に関わる活動や事業などを行っている市民が意見を出しあい，計画に向けた提案を取りまとめるとともに，計画を効果的に推進していくためにも，地域福祉に関わりをもつ市民がお互いの理解とつながりをいっそう強化し，“より多くの市民や団体の参加と協働のもとですすめるしくみづくり”につなぐこともめざして，平成22年度（７月～12月）に「芦屋市地域福祉市民会議（地域福祉を話しあう会）」を開催しました。

◎ メンバー構成　公募委員６人と地域福祉に関わる団体・機関の代表26人（計32人）

◎ 会議の流れ　当初予定していた３回の会議に加え，自主ゼミを２回開催し，つぎの流れで議論をすすめました。

①メンバーの自己紹介と第１次地域福祉計画のふりかえり
↓
②芦屋における地域福祉の課題の抽出
↓
③第２次計画に向けた重点課題の選定と原因等の掘り下げ
↓
④市民の立場でできることの抽出と具体的な取組の企画
↓
⑤第２次計画に向けた提案のプレゼンテーション

◎ 具体的な提案　芦屋の地域福祉の課題を解決していくために，メンバーが「これからやりたいこと」として，４つのプロジェクトが提案されました。これらは計画策定委員会の検討部会に引き継がれ，具体的な取組が推進されるとともに，計画にも盛り込みました。

提案Ａ　「協働を広げていくための地道な取り組み」
提案Ｂ　「ひとり一役運動」
提案Ｃ　「芦屋ベンチプロジェクト」
提案Ｄ　「市民参加の情報紙づくり」

（※）市民会議の詳細は「芦屋市地域福祉市民会議（地域福祉を話しあう会）報告書」を参照してください。

６. 市民意識調査

「地域福祉市民会議（地域福祉を話しあう会)」の提案などもふまえながら，広く市民の意見をお聴きし，より普遍的な意識やニーズ等をふまえた課題を明らかにして計画に反映していくために，平成22年度に「地域福祉に関する市民意識調査」を実施しました。

◎ 調査の内容　地域福祉に関する意識やニーズに関して，下記の項目を設問しました。

- 現在の生活や暮らしの環境に関する評価とニーズ
- 地域福祉についての意識や活動に関するニーズ
- 地域福祉を充実していくうえで必要な取り組み
- 地域福祉計画の評価や取り組みに関する意識
- 回答者の属性と暮らしの基本的な事項

◎ 調査の対象者　平成23年２月１日現在の住民基本台帳・外国人登録から，20歳以上の市民約2,500人を無作為に抽出しました。

◎ 調査の方法　郵送で調査票の配付・回収を行う，自記式の質問紙法で実施しました。調査票は平成23年３月１日に発送し，３月15日を返信のしめきりとしましたが，できるだけ多くの方のご意見を反映するよう，３月中に到着したものは有効としました。

◎ 調査の回収状況　宛先不明で返送されたものを除いた有効配付数2,487通に対して，無効のもの（白紙）を除いた有効回収数は946通でした。有効回収率は38.0%です。

（※）調査の結果は「地域福祉に関する市民意識調査報告書」を参照してください。

7. 検討部会（ワーキングチーム）・地域福祉シンポジウム

計画策定と並行して，「地域福祉市民会議（地域福祉を話しあう会）」を発展させてプロジェクトに取り組むことを通じて，計画に具体的なアイディアや課題を反映するとともに，計画をより多くの市民が参加・協働して活動・事業を行いながら推進していくしくみのモデルをつくることを目的に，地域福祉計画策定委員会に「検討部会」（ワーキングチーム）を設置しました。

検討部会では３つのプロジェクトを推進するグループを設置し，４回の部会とのべ12回のグループ会議を開催するとともに，地域福祉シンポジウムで市民への報告と参加の呼びかけを行いながら，地域福祉計画への提案をとりまとめました。

◎ 各プロジェクトの方向性（地域福祉シンポジウムでの報告の要旨）

①協働・ひとり一役運動プロジェクト
このプロジェクトの背景として，市民会議のなかで話しあってきたことは「地域での人のつながりや，団体間でのつながりが少ない」ということです。それにともなって，趣味やサークルなどのつながりはあっても，家にこもったり，ひとりで悩んでいる人たちを支えるつながりができません。また，地域や団体の行事の担い手も見つからないという状況が起こっています。 では，なぜつながらないのか。それは，地域に関心のない人が増えてきているのではないか。また，住民の生活様式の違い，リーダーがいない，集まる場所がない。情報が伝わっていないなどが，原因ではないかと考えました。 そこで，プロジェクトのねらいとして，①地域活動の新たな担い手としての住民ボランティアの育成と，②市内の多くの個人・団体の参加による活動の活性化とネットワークづくりを掲げました。そのために協働する組織として，自治会，老人会，子ども会，民生児童委員，福祉推進委員などの地縁組織や，ボランティア・市民活動団体などのテーマ型の組織を考えています。また，こうした活動の新たな担い手として，地域プロボノ活動（専門家の社会貢献活動）ができる人や，少しなら協力できる人，あと一押しすれば参加しそうな人に期待しています。 こうした組織と担い手をつなぐ取り組みとして，「ひとり一役運動」をすすめたいと考えています。新たな担い手の発掘のために，知識や経験，スキルを活かしたプロボノ活動や，少しなら協力できる人に時間を活かして参加してもらうよう呼びかけます。そして，そうした新たな担い手を活動に結び付けるよう，地域のなかに役割をつくっていきます。その際，楽しみやメリットを感じてもらうとともに，活動の意味をしっかり伝えることが大切だと考えています。

　取り組みをすすめていくうえでの支援として，ボランティア登録の制度を一本化して充実したり，コーディネート機能を強化することが必要だと考えています。また，地域発信型ネットワークなども活用しながら，状況把握や，住民，新たな担い手，専門職や行政などの顔あわせの場を提供することも必要です。
　私たちは芦屋発の試みとして「みんなつながれ作戦」に挑戦していきたいと思います。

②市民参加の情報紙プロジェクト

「市民が 市民のために 市民が楽しめる情報紙をつくろう」をキャッチフレーズに，プロジェクトをすすめています。
　市民生活をおくるなかで，ありとあらゆる情報が洪水のように押し寄せてきます。みなさんは，そのなかで自分にとって必要な情報を素早く確実に得ていますか。情報紙は行政や団体などから数多く出されていますが，どんな情報紙をご存じでしょうか。市の窓口でしかもらえないものもあります。また，広報あしやは新聞に折り込まれて届きますが新聞を取らない人もいます。私たちは情報の伝達の格差について話しあいました。独自の情報紙として配っておられる自治会もありますが，自治会が崩壊寸前の地域もあり，「情報は来るもの」と思うのではなく，自分から取りに行ったり，発信していかないといけないと考えました。
　また，広報あしやは必要な情報が見つけにくいです。それは，行政と市民の距離が遠く，行政の目線でつくられていることが原因だと考えました。市民が必要な情報を見つけやすくするには，行政主導ではなく，市民が参加し，市民目線でつくる情報紙が必要だということになり，このプロジェクトをつくりました。広報紙ではなく，市民がつくる「情報紙」です。
　情報は，行政，団体，個人が，市民のために提供します。それを，情報の重要度に応じて分類して編集・構成しますが，これは大変難しいので，「ひとり一役運動」とも連携してプロやセミプロの方々などに協力を要請し，協働していければと思います。
　情報紙の内容として，家電製品の取扱説明書のＱ＆Ａのような形式も考えました。発行や配布の方法，財源の確保など，問題は山ほど出ていますが，ひとつずつ解決してやっていきたいと思います。例えば，配布の方法として市民参加型を取り入れ，地域の方と協力して，日頃，接点のない一人暮らしの方などの安否確認や見守りを，情報紙の配布と同時にできないか，インターホンで一声かけるだけでもよいのではないか，と考えています。
　そこで，多くの市民の方々が情報や意見を共有できるシステムを考え，お互いにつながることの大切さを考えながら，みなさんのパワーをいただきたいと思います。私たちは「楽しくなければ続かない」をモットーとしています。興味をもっていただいた方はご連絡をお願いいたします。「まちづくり＝夢づくり」という言葉を借りて，少しでも楽しめる情報紙ができればと考えています。

③芦屋ベンチプロジェクト（「わがまちベンチプロジェクト」）

「わがまちベンチプロジェクト」は，市民会議での話しあいがベースとなって活動につながっています。メンバーにはいろいろな活動に関わっている人が参加しています。

芦屋市には95,000人あまりの人が住んでいますが，さまざまな困りごとを抱えた方がおられるのではないかと思います。このプロジェクトは，認知症の家族をもつ人や身体障がいのある方の，「出かけたときにベンチがあれば」という，小さな困りごとを解決したいというところから始まりました。もちろん，他にもさまざまな困りごとが出てきましたが，それらを解決するための環境整備を検討するなかで，「ひと休みと出会いができるベンチの設置」を考えました。

ベンチを設置すれば，高齢者をはじめとする方々が安心して一息つけるとともに，声の掛けあいにつながり，そこで情報を得ることもできます。また，芦屋の自然を楽しむこともできるなど，たくさんの良いことがあります。

芦屋市内には既にさまざまなベンチがあります。私たちは，芦屋の街並みにとけ込むベンチをつくりたいと思います。芦屋には街路樹が多いので，樹木を囲んで自然と共存できるベンチもよいのではないかと考えました。

また，これまでのやり方では，市民は行政に財源の確保をお願いしてきましたが，このプロジェクトは市民参画でつくるように考えました。ベンチを置く場所もみんなで決め，名前やデザインも考え，材料もみんなで集めて，管理もしよう，ということです。会場の後に置いてあるベンチは，ペットボトルのキャップをリサイクルした素材でてきていますが，キャップを市民の手で集めれば，財源の一部も確保できます。また，缶バッチを買ってもらって財源を集めれば，市民の関心を高めることにもなります。企業や学校の協力，助成金の活用もしながら，「市民が自分たちのまちでできること」をやりたいと考えています。

これらのかたちに拘らず，広くご意見をいただきながら，プロジェクトをすすめていきたいと思っています。今後の課題として，市民への周知や資金調達とともに，ベンチが必要な場所を市民のみなさんにヒアリングしたり，継続的な事業としてマップの作成やベンチにまつわるコンテストなども企画し，ベンチを長く大事にしていきたいと思っています。

ベンチが置かれることで，環境や人の流れが変わり，人の交流が生まれて優しい言葉が投げかけられる。こんな夢を実現したいと思います。仲間になってください。

◎ 取り組みから見えてきた“１０のポイント”(地域福祉計画への提案)

　検討部会やグループ会議で具体的な検討を行うことを通じて見えてきた，地域福祉計画に位置づけて取り組んでいくべき大切なポイントとして，10項目が提案されました。

①　多様な市民や団体・行政などの協働プロジェクトをすすめる組織の設置
②　市民の活動・事業の具体的な展開を支援するしくみづくり
③　さまざまな話しあいができる場（拠点）づくり
④　情報を必要な人（伝えたい人）に的確に伝える取り組みの充実
⑤“参加したい人”と“活動“を「つなぎ・支援する」しくみづくり
⑥　多様なスキルや経験などをもった市民などの多様な担い手の参加の促進
⑦　市民参加も含めた多様な財源確保の取り組みの充実
⑧　さまざまな活動に対する市民のニーズ（こんな○○がほしい）を把握する取り組みの充実
⑨「テーマ型の活動」と「地域型の活動」の連携
⑩「楽しく活動できる」環境づくり

　地域福祉計画を推進するうえでは，具体的な活動・事業をひとつでも多く実施していくことが重要です。そのためには多様な市民や団体，行政などがそれぞれの思いを共有し，得意なことを活かして協働していくことが不可欠であり，「②市民の活動・事業の具体的な展開を支援するしくみづくり」をすすめていく必要があります。

　そのための取組の中核となるのが，「⑤“参加したい人”と“活動“を「つなぎ・支援する」しくみづくり」であり，「⑥多様なスキルや経験などをもった市民などの多様な担い手の参加の促進」と「⑧さまざまな活動に対する市民のニーズを把握する取り組みの充実」を一体的にすすめ，ニーズと担い手をつなぐことで新たな活動を広げていきます。その際，「⑨「テーマ型の活動」と「地域型の活動」の連携」をすすめ，それぞれが得意なことを活かして協働していくことも重要です。

　これらを推進するために，先導的な取組としての「①多様な市民や団体・行政などの協働プロジェクトをすすめる組織の設置」により，出会いと話しあいの場，協働の取組を支援するしくみをつくるとともに，基盤整備として「③さまざまな話しあいができる場づくり」，「④情報を必要な人に的確に伝える取り組みの充実」，「⑦市民参加も含めた多様な財源確保の取り組みの充実」などを推進することも必要です。

　また，「楽しく活動できる」ことが地域福祉をすすめるうえでのキーワードであり，「⑩「楽しく活動できる」環境づくり」を取組のベースとするよう提案されています。

“ 10のポイント ” の連関図

①協働プロジェクトをすすめる組織の設置
【先導的な取り組み】

②活動・事業を支援するしくみづくり

⑤「つなぎ・支援する」しくみづくり

⑥多様な担い手の参加の促進 ⇔ つなぐ ⇔ **⑧市民のニーズを把握する取り組みの充実**

⑨「テーマ型の活動」と「地域型の活動」の連携

【中核的な取り組み】

④情報を伝えていく取り組みの充実

③話しあいができる場（拠点）づくり

⑦財源確保の取り組みの充実

【基盤整備的な取り組み】

⑩「楽しく活動できる」環境づくり
【全体を通じたコンセプト】

8. 第１次計画の進捗状況と第２次計画に向けた課題

基本方針１：地域福祉活動への住民参加の促進		（主として）市・ した（している）こと
住民一人ひとりの日常的な取組	・笑顔であいさつをする ・ご近所づきあいを大切にして地域とつながりをもつ ・困ったときに手助けを発信できる関係づくりをする ・地域活動に積極的に参加・参画する ・身近な自分の周りから福祉意識の啓発・普及をする ・プライバシーや個人情報の保護についての啓発・普及をする	（市民意識調査「やっている・できている」人の割合） ・笑顔であいさつする　81.9% ・近所・地域とつながりをもつ　52.1% ・手助けしてもらう関係づくり　28.9% ・地域活動に参加・参画する　16.5% ・福祉意識を呼びかける　8.9% ・個人情報について呼びかける　9.9%
地域や団体による取組	・顔の見える関係・団体間のネットワークづくりをする ・地域行事への積極的な参加を促す ・情報発信，団体間の情報交換・交流を促進する ・プライバシーや個人情報を保護する	
福祉団体やボランティアグループ,NPOへの支援	・ボランティアの育成 ・ボランティア活動センターの機能の充実 ・市民活動の基盤の強化 ・情報発信の工夫	○福祉センターにボランティア活動センターを移設し，活動・交流拠点機能や相談業務等を充実 ○ボランティア活動センターが中心となって，ボランティアの養成や，サークルのグループ化，新たな活動の育成支援を推進 ○各種事業でボランティアの参加や養成・支援を推進 ○活動に関する大学との連携を実現 ○市民フェスタ等を通じて団体間の連携を推進
住民主体の地域福祉活動に対する支援	・地域交流拠点の整備 ・地域コミュニティ活動の支援 ・地域コミュニティ活動を支援する人材の育成 ・地域コミュニティ意識の醸成 ・当事者組織による地域福祉活動への支援 ・地域活動を体験してみる機会の提供	○福祉センターを設置し，各種事業を実施 ○地域密着型サービス拠点を地域交流拠点として活用 ○地区集会所を整備・老人福祉会館を運営 ○自治会・老人クラブ，コミスク等の地域活動への相談支援を実施 ○社協地区担当職員，地域福祉コーディネーターを配置 ○芦屋の歌「この町がすき」を活用してコミュニティ意識を醸成 ○当事者活動への助成・支援を実施 ○トライやるウイーク等で中高生等の活動体験を支援
社会福祉協議会の役割	・福祉推進委員活動の推進 ・ボランティアの育成と活動支援 ・在宅福祉活動の推進 ・福祉サービス利用援助事業の充実 ・福祉情報の発信 ・福祉学習活動の推進 ・福祉救援体制の整備	○福祉推進委員の研修等を実施 ○小地域福祉活動の手引きを作成・活用 ○ボランティアコーディネート，ボランティア体験，ボランティア養成講座等を実施 ○ボランティア連絡会と連携した取組を推進 ○広報紙・ホームページ等を活用した福祉情報を発信 ○社協だよりの配布方法を変更（地区福祉委員会） ○講座の開催や体験学習への支援を実施 ○災害救援市民本部による福祉救援体制を整備 ※在宅福祉事業等，福祉サービス利用援助事業を推進

<table>
<tr><th>社会福祉協議会が
できなかったこと・今後の課題</th><th>第２次計画に向けて検討すべき主な課題
（市民意識調査や検討部会提案もふまえて）</th></tr>
<tr><td></td><td rowspan="4">○（市民・団体等を含めた）多様な主体と協働した計画の推進
→「わかりやすい計画」づくり
各々の役割分担の明確化
協働による活動・事業をすすめるしくみづくり　など

○地域福祉活動への多様な市民の参加の推進
→ニーズに応じた多様な役割づくり
スキルや経験を活かした参加
参加の呼びかけやきっかけづくり　など

○「地域型の活動」と「テーマ型の活動」など，多様な取組をつなぐ機能（ネットワーク，コーディネートなど）の充実

○市民・団体等の活動への支援の充実
→コミュニティワークの充実
拠点や財源の確保
情報発信の充実　など

○身近な地域でのつながりづくりの推進
→緊急時や災害時に支援しあえる関係づくりも含めて</td></tr>
<tr><td>＊多様な活動を行うボランティアの発掘・育成（学生，高齢者，障がい者支援等）
＊情報発信の充実
＊ボランティア活動センターの拠点機能の充実
＊市民活動センターとの連携</td></tr>
<tr><td>＊福祉センターを拠点とした取組の推進
＊地域における拠点整備のいっそうの推進
＊地域活動への参加の拡大と，団体への支援・団体間の連携の推進
＊地域活動を支援するコミュニティワーカーの養成
＊活動についてのＰＲの支援
＊市民全体でのコミュニティ意識の醸成
＊画一的な「支援する・される」関係を超える意識づけ
＊児童・生徒の体験機会の充実</td></tr>
<tr><td>＊地域での要援護者支援のための研修の実施
＊福祉センターを拠点とした活動･事業やネットワークづくりの推進
＊ボランティア活動センターの充実
＊生活課題に関するニーズの把握と支援の検討
＊情報発信の充実と情報共有の推進
＊大学や教育委員会等と連携した福祉学習の充実
＊福祉救援体制の充実
＊生活支援員の養成による福祉サービス利用援助事業の充実</td></tr>
</table>

基本方針２：福祉サービスの充実		（主として）市・ した（している）こと
地域の福祉課題の把握	・市民会議，市民意識調査でみる地域の現況と課題 ・各種アンケート調査等による福祉ニーズの把握 ・自治会，民生委員・児童委員，福祉推進委員等との連携	○地域福祉計画策定のための市民会議を開催 ○自立支援協議会を通じて障がい者のニーズを把握 ○各種事業のなかでアンケート調査等を実施 ○要援護高齢者台帳の整備と見守り活動を推進 ○子どもの見守り等での地域との連携の推進 ※個別計画の策定・推進等を通じてニーズ把握等を推進
サービス基盤の整備	・高齢者福祉施設サービス・在宅サービスの基盤整備 ・総合的な介護予防の基盤整備 ・地域における子どもの居場所づくりの基盤整備 ・障がい福祉サービスの基盤整備 ・地域福祉活動の活発化への支援 ・(仮称)芦屋市福祉センター構想	○地域密着型サービス施設，障がい者の地域生活支援センターを整備 ○福祉センターを設置し，各種事業を実施（総合相談窓口，権利擁護支援センター，介護予防センター，子育て支援センター，就労支援カフェ等を開設） ○子どもの見守りや活動への支援を推進 ○ＮＰＯ活動，自治会活動，自主防災活動，防犯活動ネットワーク活動等への支援を推進 ※その他，個別計画によりサービス基盤整備を実施
地域（社会）資源の有効活用	・寄附文化（寄附による社会貢献） ・スモールビジネスによる社会（福祉）貢献 ・空き店舗や余裕教室等地域資源の発掘	○社協会費・共同募金への理解を推進 ○「あしやふるさと寄附金」を周知 ○新たな寄附のしくみづくりを検討中 ○シルバー人材センター・障がい者共同作業所等への作業発注等を推進 ○シルバーワークプラザ，就労支援カフェを設置し，就労機会を提供
福祉人材の育成	・地域の福祉人材との連携の強化 ・団塊の世代の地域への取り込み ・福祉人材の発掘	○民生委員・児童委員・福祉推進委員・自治会等との連携を推進 ○高齢者，障がい者，子ども領域に広げた地域ケア体制を整備し，連携して地域課題に対応 ○退職者等へのボランティア活動，シルバー人材センターへの参加を促進

<table>
<tr><th>社会福祉協議会が
できなかったこと・今後の課題</th><th>第２次計画に向けて検討すべき主な課題
（市民意識調査や検討部会提案もふまえて）</th></tr>
<tr><td>＊要援護者台帳の活用
＊社会情勢の変化に応じた現状把握
＊ニーズの分析と各種計画策定等への反映
＊地域組織や各種団体等との連携の推進</td><td rowspan="4">○ニーズを把握し，支援に的確につなぐしくみの充実
→コミュニティソーシャルワーク（地域にねざした相談支援）など

○各分野別計画と連動したサービス基盤の効果的な整備
→公的なサービスと主体的な地域福祉活動等の連携なども含めた「困りごと」への支援
「あしやの福祉」→ 質の高いサービスの提供

○若い人（子育て世代）なども含めた多世代が暮らしやすいまちづくり

○市民の「多彩な力」（人材，資源など）のいっそうの活用</td></tr>
<tr><td>＊福祉センターの活用と事業内容の調整・充実
＊地域全体で子どもを見守り育てる意識の醸成
＊地域活動と福祉活動の連携
＊各種福祉サービス基盤の充実</td></tr>
<tr><td>＊寄附のしくみづくりと理解の推進
＊高齢者・障がい者等の地域での活動づくり
＊地域の社会資源の活用</td></tr>
<tr><td>＊地域発信型ネットワークの充実
＊団塊の世代等への参加の呼びかけと支援
＊福祉と関わりのない人々との連携</td></tr>
</table>

基本方針３：福祉サービスの適切な利用の促進		（主として）市・ した（している）こと
情報提供システムの整備	・サービス提供者と利用者の橋渡し支援 ・福祉情報の当事者に対するきめ細やかな提供 ・福祉情報の発信の工夫 ・メディアやインターネットを通じた情報提供の推進	○福祉推進委員への研修や情報提供を実施 ○各種啓発冊子・ガイドブック等で情報を発信 ○広報・ホームページ等を活用した情報提供を推進 ○悪徳商法等に関する情報を関係機関で共有
相談体制の充実	・地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実 ・障がいのある人に対する相談窓口の充実 ・児童に対する相談体制の充実 ・総合相談体制の確保 ・保健・医療・福祉の相談窓口の連携	○福祉センターに総合相談窓口をはじめとする各種相談窓口を設置 ○高齢者生活支援センターの相談体制を充実 ○障がい者相談支援事業を充実 ○権利擁護支援センターを設置 ○特設人権相談所を開設 ○相談における関係機関の連携を推進 ※その他，個別計画により相談体制を充実
権利擁護システムの整備	・成年後見制度の利用支援 ・児童の権利擁護の仕組み ・福祉サービス等利用援助事業の利用促進 ・苦情への適切な対応 ・第三者評価の推進	○権利擁護支援センターを設置 ○福祉サービス利用援助事業を実施 ○要保護児童対策地域協議会を推進 ○権利擁護支援者養成研修を実施 ○事業者における第三者評価や情報提供を推進 ※その他，個別計画により取組を推進
地域における総合的なケアシステムの展開	・地域発信型ネットワークシステムの充実 ・保健・医療・福祉と地域の連携 ・地域の課題を地域で解決する仕組みの展開	○芦屋市地域福祉推進協議会を設置し，ネットワークと地域ケア体制を構築 ○行政内のトータルサポートを実施 ○地域自立支援協議会を設置 ○保健センターの移設により保健・福祉の連携を強化

<table>
<tr><th>社会福祉協議会が
できなかったこと・今後の課題</th><th>第２次計画に向けて検討すべき主な課題
（市民意識調査や検討部会提案もふまえて）</th></tr>
<tr><td>＊口コミなども含めた情報提供の充実（福祉推進委員との連携など）
＊広報やホームページのいっそうの活用</td><td rowspan="4">○市民の目線に立った地域福祉や生活に関する多様な情報の集約と効果的な発信・伝達

○多様なニーズに対応できる相談支援体制づくり
→コミュニティソーシャルワーク　など

○市民参加も含めた権利擁護の取組の推進

○地域発信型ネットワークのいっそうの充実</td></tr>
<tr><td>＊福祉センター内の総合相談窓口の活用（どこに相談すればよいかわからない人への対応）
＊相談窓口のいっそうの周知
＊相談体制の充実のための関係機関の連携
＊地域生活の移行を支援するための連携</td></tr>
<tr><td>＊一体的な権利擁護体制の整備
＊複合的な課題をもつケースの対応における連携
＊市民後見人を含めた担い手の拡充と活動の場づくり
＊福祉サービスの質の向上</td></tr>
<tr><td>＊地域の課題を地域で解決するしくみの構築
＊地域福祉の拠点としての福祉センターの活用</td></tr>
</table>

基本方針４：人にやさしいまちづくりの促進		（主として）市・ した（している）こと
社会参加の促進	・一人ひとりのライフステージを豊かにするための支援 ・高齢者への支援 ・障がいのある人への支援 ・子育て家庭への支援 ・生活困窮者の自立支援 ・地域における社会的役割の確認	○地域ケア体制での「自助」，「互助」の取組を検討 ○福祉と教育の連携等による取組を推進 ○高齢者・障がい者等の活動や就労への支援を充実 ○子育てグループ等への支援を推進 ○障がい児機能訓練を開始 ○過払い金の解消や就労支援等による自立支援を推進 ○障がい者団体の活動を周知し，活動の拠点を確保 ※その他，個別計画により取組を推進
福祉文化の醸成	・福祉意識と理解の促進 ・緊急時・災害時の要援護者への支援システム ・プライバシーへの配慮や個人情報の保護についての啓発 ・地域で子どもを見守り育てる意識の普及 ・学校教育の中での福祉意識の普及 ・地域の中での福祉意識の普及 ・外国人居住者に対する支援と交流の促進	○高齢者，障がい者，子ども領域に拡大した地域ケア体制を通じて世代間交流を推進 ○各種啓発冊子を作成・配布 ○災害時要援護者支援計画を策定 ○個人情報に関する民生・児童委員への研修会を実施 ○福祉講座・出前講座やシンポジウムを開催 ○在住外国人関係機関調整会議を開催 ※その他，個別計画により取組を推進
都市基盤の整備・充実	・外出しやすいまちづくりの促進 ・公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進	○各種公共施設，公共交通施設等のバリアフリー化を推進 ○交通バリアフリー情報ホームページを更新 ○市営住宅等ストック総合活用計画に基づく取組を推進

社会福祉協議会が できなかったこと・今後の課題	第２次計画に向けて検討すべき主な課題 （市民意識調査や検討部会提案もふまえて）
＊一人ひとりのライフステージに応じた支援の実施 ＊支援を受ける側の人たちの福祉活動への参加の推進 ＊閉じこもりがちな親子などの社会参加の促進	○多様な参加をすすめる条件づくり →活動への支援 拠点・移動などの充実　など ○「芦屋らしさ」を活かした福祉文化の醸成 ○だれもが生活しやすい移動や外出が安全・快適にできるまちづくり →ベンチの設置なども含めて
＊緊急時・災害時の要援護者システムの構築 ＊地域や学校等における福祉意識の高揚 ＊外国人居住者等の生活課題の把握と支援 ＊地域の支援者に対する個人情報に関する啓発の推進 ＊地域における孤立化への対応	○災害時の避難なども考慮したまちづくりやつながりづくりの推進 →個人情報の共有のあり方 災害時の支えあい 避難支援の体制づくり　など
＊公共・民間施設等のバリアフリー化の推進 ＊ユニバーサルデザインの考え方の普及	

９．用語の説明

（５０音順）

● **ＮＰＯ（Not-for-Profit Organization）**

営利（団体の構成員への収益の配分）を目的とせずに，市民活動や公共的な活動を行う民間団体の総称です。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体を「特定非営利活動法人」といいますが，法人格の有無にかかわらず，福祉，教育・文化，まちづくり，環境，国際協力などのさまざまな分野で，社会の多様なニーズに応える活動が行われています。

● **権利擁護支援センター**

高齢者・障がい者などの権利擁護に関する相談から支援までを一元的，専門的に対応する機関として，保健福祉センターに設置しています。

● **国際文化住宅都市**

本市のみに適用される地方自治特別法として，住民投票を経て「国際文化住宅都市建設法」が昭和26年に制定されました。この法律は，芦屋市が国際文化の立場から恵まれた環境，住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることから，外国人の居住にも適合するまちづくりを行い，国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的としたもので，本市のまちづくりの理念の基礎になっています。

● **子ども・子育て新システム**

すべての子どもの成育環境を保障し，子どもを大切にするとともに，出産・子育て・就労の希望がかなう社会づくりをめざして，子ども・子育てを社会全体で支援する制度の構築が推進されています。

● **コミスク**

「コミュニティ・スクール」の通称で，小学校区を基本としたエリアで市民・地域組織や活動グループ等が連携し，だれもが参加できる文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じたまちづくりを推進しています。

● コミュニティソーシャルワーク

福祉に関するさまざまな問題を把握・発見し，公的なサービスだけでなく，地域のあらゆる力を活かしていくようコーディネートしたり，新たな資源や制度を創り出しながら解決・改善し，あわせて，個別の課題を共有して地域の福祉力を高めて，課題の再発を防いでいくことをめざした，非常に幅の広い取り組みです。

● コミュニティビジネス

市民の生活に密接に関わる課題を解決するために，地域の人材や資源を活用して，ビジネス的な手法で取り組む活動や事業をいいます。

● コミュニティワーク

市民が主体的に地域の福祉課題を解決するために活動に取り組むよう，促進・支援する専門的な手法をいいます。

● ＣＳＲ（Corporate Social Responsibility）

「企業の社会的責任」を示すことばで，企業の活動が社会へ与える影響に責任をもち，あらゆる利害関係者（消費者，投資家や社会全体など）の要求に適切に対応することを意味します。

● 社会起業

社会問題の解決を目的として取り組む事業（収益事業）のことで，ソーシャル・ビジネスとも呼ばれます。

● 自立支援協議会

障がい者の自立した地域生活を支援するため，障がい福祉に関するシステムづくりや関係機関のネットワークの構築などについて，福祉，雇用，教育，医療等の分野の関係者や障がい者団体等が参加し，協議を行うことを目的として設置された組織です。

● スキル

訓練して身につけた技能のことです。

● **成年後見制度**

認知症，知的障害，精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で，判断能力などに応じて「後見」，「保佐」，「補助」の３類型があります。

● **地域包括ケア**

保健・医療・福祉のサービスを連携して一体的に提供するとともに，見守りなどの生活支援や権利擁護，住まいの確保などが，日常生活圏域のなかで包括的かつ継続的に行えるしくみづくりがめざされています。

● **ドメスティックバイオレンス**

配偶者による家庭内暴力のことをいいます。配偶者以外の元夫婦や恋人など，近親者間に起こる暴力全般を指す場合もあります。

● **パブリックコメント**

行政機関が計画や政策の決定を行う際に，事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

● **福祉サービス利用援助事業**

判断能力に不安のある高齢者・知的障がい者・精神障がい者の，福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理などを援助する事業です。

● **プロボノ活動**

弁護士など法律に携わる職業の人が無報酬で行う活動として広がり，現在では各分野の専門家が，職業上の知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般をいいます。

● **メーリングリスト**

グループでの情報交換など行うために，事前に登録した複数の人に同時に電子メールを配信するしくみです。

● **ユニバーサルデザイン**

年齢や性別，国籍，障害の有無などにかかわらず，できるだけ多くの人が利用できるように，まちや施設，製品，環境などをデザインすることです。

● **要保護児童対策地域協議会**

虐待や非行など児童に関する問題に関係機関等が連携して組織的に対応し，早期発見や適切な保護を図ることを目的に設置された組織です。

● **リーマンショック**

アメリカ合衆国の投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻が引き金となった世界的な金融危機のことをいいます。

第２次芦屋市地域福祉計画

平成24年3月

発行　芦屋市

〒659－8501
兵庫県芦屋市精道町７－６
ＴＥＬ　0797－31－2121
ＦＡＸ　0797－38－2160
ホームページ　http:／／www.city.ashiya.lg.jp/

編集　芦屋市 保健福祉部 地域福祉課

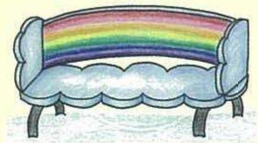


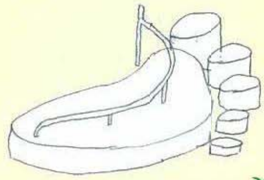
芦屋の平和ベンチ

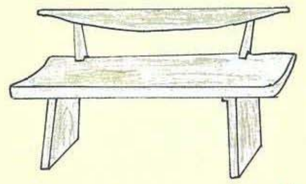


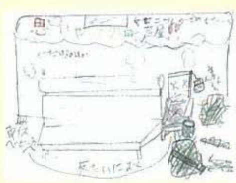
Rainbow Smile Chair

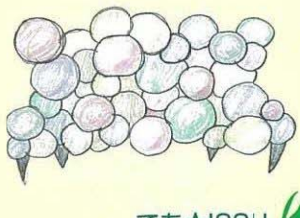

なかよしベンチ


お空を見てみよう!

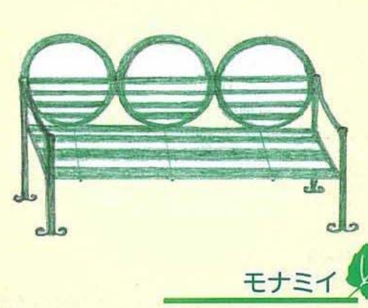

足屋ベンチ


おもしろいベンチ


思いやりの町、芦屋!!


であ★ISSU


陽だまりベンチ


モナミイ

表紙のベンチデザインは，本計画の「わがまちベンチプロジェクト」で市民から公募した受賞作品です。